公　告

諸　事　項

工場財団

新潟県燕市吉田東栄町14番33号**株式会社きむら食品**の工場財団に新潟県燕市吉田東栄町21番地53株式会社きむら食品本社工場及び新潟県燕市吉田東栄町61番地３株式会社きむら食品第５工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 28 年２月 12 日

新潟地方法務局三条支局

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第３号の規定に基づき、平成28年２月３日から土地家屋調査士業務の禁止処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成 28 年２月 12 日

東京法務局長　加藤　朋寛

記

氏名　濱野　長歳

所属する土地家屋調査士会　東京土地家屋調査士会

登録番号　東京第6740号

事務所の所在地　東京都葛飾区柴又六丁目８番16号

違反行為　他人による業務の取扱い等

行政手続法第15条第３項の規定による公告

経済産業省公告第 15 号

次に掲げる鉱業権者の所在が不分明であって、鉱業権の取消しに関する聴聞の通知を送達することができないので、鉱業法第56条第３項の規定により読み替えて適用する行政手続法第15条第３項の規定により、鉱業原簿に記載された住所の所在地の市役所又は町役場に下記のとおり通知の内容を掲示した。

⑴　登録番号　徳島県採掘権登録第151号　鉱業権者　徳島県阿南市下大野町大平223番地　株式会社阿南石灰礦山

⑵　登録番号　徳島県採掘権登録第218号　鉱業権者　徳島県那賀郡木沢村大字小泉36番地　徳島ドロマイト鉱業株式会社

⑶　登録番号　愛媛県採掘権登録第228号　鉱業権者　愛媛県松山市山越町536番地　大西　弘

記

１　聴聞会開催日時　平成28年３月７日　13：30

２　聴聞会開催場所　高松サンポート合同庁舎６階四国経済産業局607会議室

３　聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地　四国経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課　香川県高松市サンポート３番33号

４　聴聞の通知に係る書面は上記３において鉱業権者に対していつでも交付する。

平成 28 年２月 12 日　　四国経済産業局長

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年２月 12 日

関東地方整備局長　石川　雄一

１　処分をした年月日　平成28年１月12日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ＴＯＳＹＳ　小川　亮夫　長野県長野市若穂綿内字東山1108－５　国土交通大臣許可（般・特－23）第602号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成27年12月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年２月 12 日

関東地方整備局長　石川　雄一

１　処分をした年月日　平成28年１月12日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社東京衡機　山本　勝三　神奈川県相模原市緑区三井315　国土交通大臣許可（般－25）第17917号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成27年12月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年２月 12 日

関東地方整備局長　石川　雄一

１　処分をした年月日　平成28年１月12日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社明志　満田　隆栄　東京都千代田区三番町２　三番町ＫＳビル　国土交通大臣許可（特－26）第25370号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業及び管工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成27年12月14日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年２月 12 日

関東地方整備局長　石川　雄一

１　処分をした年月日　平成28年１月12日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三菱電機ロジスティクス株式会社　原　正一郎　東京都渋谷区笹塚２－１－６　国土交通大臣許可（般－22）第5886号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成27年12月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２７年（家）第４０４９号

新潟県糸魚川市大町１丁目４番６号

申立人　上野　礼子

本籍新潟県糸魚川市大町１丁目237番地４、最後の住所新潟県糸魚川市大字大野129番地みやまの里、死亡の場所新潟県糸魚川市、死亡年月日平成27年５月29日、出生の場所新潟県西頸城郡根知村、出生年月日大正12年９月10日、職業無職

被相続人　亡　上野　三枝

新潟県糸魚川市新鉄１丁目２番９号

相続財産管理人　小田島澄恵

新潟家庭裁判所高田支部

平成２８年（家）第５６号

富山市室町通り１丁目１番32号

申立人　富山信用金庫

本籍富山県氷見市吉岡919番地、最後の住所富山市向新庄1319番地18、死亡の場所富山県富山市、死亡年月日平成27年１月５日、出生の場所大阪府大阪市西淀川区、出生年月日昭和15年10月20日、職業建築板金業

被相続人　亡　藤田　昭司

事務所　富山市相生町７番９号木下法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木下　　実

富山家庭裁判所